

防犯連絡所の設置及び運営要綱の制定について（通達）

平成元年 5 月 2 日

熊防第1065号

〔沿革〕 平成 2 年 3 月熊防第684号、7 年 2 月熊警甲第306号改正

防犯連絡所制度については、従来「防犯連絡所の設置及び運営について」（昭和45年 6 月13日付け熊防第2299号通達）により運営してきたところであるが、各警察署の防犯連絡所の運営及び活動は十分に機能していない現状にある。

そこで、今回新たに、別添「防犯連絡所の設置及び運営要綱」を制定し、防犯連絡所活動の活性化を図ることとしたので、次の点に留意し、効果的な運営に努められたい。

なお、「防犯連絡所の設置及び運営について」（昭和45年 6 月13日付け熊防第2299号通達）については廃止する。

記

1 制定の趣旨

警察活動を効果的に推進するためには、その前提として民間の協力体制が整備され、活発な協力支援活動が行われることが不可欠の要素であり、その一翼を防犯連絡所が担ってきたところである。

しかしながら、防犯連絡所活動も年々低調となり、運営そのものにもマンネリ化が見られることから、根拠規定を明確にして防犯連絡所の体制を整備し、地域住民の自主防犯活動の活性化を図ろうとするものである。

2 防犯連絡所の任務

防犯連絡所の任務は、警察に対する事件・事故等の連絡通報と具体的防犯活動とし、連絡通報は定型的事項に限らず、例えば極左暴力集団に関する情報など警察活動に必要な事項全てを対象とし、防犯活動は、すべての地域にすべての活動を実施するのではなく、住民にとって身近な問題や地域の悩みなどを捉えた活動、例えば、夏場に痴漢が出没する地域にあっては防犯座談会を開催して注意を呼掛けたり、防犯パトロールを実施するなど、地域に密着した活動を指導促進することとし、活動内容は次のとおりである。

(1) 一般防犯活動

- ア 防犯座談会、防犯懇談会等の開催
- イ 防犯診断、防犯パトロールの実施
- ウ 地域住民への防犯情報等の提供及び啓発活動
- エ 自転車防犯登録の勧奨活動

(2) 少年非行防止活動

- ア 街頭補導活動
- イ たまり場補導活動

(3) 風俗環境の点検及び浄化活動

ア 有害図書等自動販売機の点検及び撤去要請活動

イ 白ポスト設置促進活動

(4) 暴力排除活動

ア 暴力追放キャンペーン活動

イ 地域住民に対する啓発活動

(5) その他、防犯上必要と認められる活動

悪質商法被害防止の啓発活動や通学路における防犯灯設置促進活動、子供の遊び場危険個所の点検活動など、地域防犯に必要な活動

3 防犯連絡所の設置

防犯連絡所の設置に当たっては、従来の設置数にとらわれることなく、地域住民との連携のとれた活発な活動が期待できる適正数を判断すること。

4 防犯連絡所責任者の委嘱

防犯連絡所責任者を委嘱するに当たっては、次の点に留意すること。

(1) 防犯活動に熱意を有し、地域住民に信望があるほか、次の要件を備えている者の中から選考すること。

ア 身体的、年齢的に活動力を有すること。

イ 地域の実情に精通していること。

(2) 世帯主以外であっても、家庭婦人、青壮年などで町内の世話役活動が活発であり、警察に対する理解と協力が得られる場合は積極的に選考すること。

(3) 一定地域の居住者にかたよらないようにすること。

(4) 新規委嘱の場合は、所管区員が町内自治会長、防犯協会幹部等と協議の上推薦し、これを受けて委嘱するなど、その適正を期すること。

5 防犯連絡所責任者の委嘱の解除

「防犯連絡所責任者が活動を推進できないとき」とは、おおむね次の場合とする。

(1) 長期の療養を要する疾病等にかかったとき。

(2) 他の警察署管内に転出したとき。

(3) その他、防犯連絡所責任者としてふさわしくないと認められるとき。

6 防犯連絡所の運営

防犯連絡所の運営に当たっては、防犯協会と緊密な連携を図るとともに、次の点に配慮すること。

(1) 活動に当たっては、過重な負担をかけないようにすること。

(2) 連絡通報したことについて、防犯連絡所が不利な立場に陥ることのないように、十分留意すること。

(3) 防犯連絡所に対し、警察権限を背景として行き過ぎを生ずることのないよう、指導を徹底すること。

(4) 住民からの依頼であっても、拾得金品や各種届出書類を預かるようなことをさせないこと。

- (5) 特に生活安全課（係）員及び所管区員にあっては、機会あるごとに訪問連絡を行い、平素の労をねぎらうとともに、事件事故等の迅速な連絡通報の方法等について、指導すること。
- (6) 設置及び活動状況は、各種広報紙を活用して広く地域住民に周知させ、活動しやすい地盤作りに努めること。
- (7) 単に個別委嘱に留まらず、所管区、巡連区ごとなど地域を分割した班を設けてリーダーを置き、更には警察署単位の「防犯連絡所協議会」等の組織化を図り、連携のとれた体制の充実を促進すること。
- (8) 地防連等の役員に、防犯連絡所責任者の代表者を選任するなど、地防連等と一体的な連携活動が図られるように努めること。

7 記録

防犯連絡所から連絡通報を受けた場合は、原則として次により処理するものとする。

- (1) 連絡通報を受けた警察官は、受理簿によって受理し、処理結果を明確にして受理簿を生活安全係へ送付すること。ただし、事案の内容から他係へ引き継いだ場合は、引き継ぎを受けた警察官において処理し、生活安全係へ送付すること。
- (2) 生活安全係は処理状況を把握し、即決事案として通報者に連絡済のものを除き、処理結果を所管区員又は受理者に知らせること。
- (3) 所管区員又は受理者は、訪問時あるいは電話で処理結果を通報者に連絡するとともに、謝意を表するようにすること。

8 報告

防犯連絡所の委嘱状況及び活動の好事例の報告はその都度、通報等の状況の報告は翌月10日まで、生活安全企画課へ書類報告すること。

別 添

防犯連絡所の設置及び運営要綱

第1 要綱制定の趣旨

この要綱は、犯罪のない明るい町づくりを推進するため、地域住民による自主防犯活動の拠点となる防犯連絡所を整備して、効果的な防犯活動が行われるようにするとともに、防犯上の諸問題について地域住民と防犯協会及び警察との緊密な連絡協調がなされるよう、防犯連絡所の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 防犯連絡所の任務

防犯連絡所は、地域の中にあつて、警察・防犯協会と住民及び住民相互の連絡協調を図るための窓口として、次の任務を行うものとする。

1 警察への連絡通報

- (1) 事件・事故や災害の発生を知ったとき。
- (2) 悪質商法、薬物乱用、暴走族及び不審者や痴漢の出没など、住民にとって不安感や迷惑を与える事案の発生を知ったとき。
- (3) 地域住民から警察措置を必要とするような悩みや困り事相談、要望意見を受

けたとき。

2 防犯活動

- (1) 防犯座談会、防犯診断、防犯パトロール等の一般防犯活動
- (2) 街頭補導等の少年非行防止活動
- (3) 風俗環境の点検及び浄化活動
- (4) 暴力排除活動
- (5) その他、防犯上必要と認められる活動

第3 防犯連絡所の設置

防犯連絡所は、町内会、自治会等の地域状況、犯罪の発生状況等を総合的に勘案しながら、100から150世帯に1箇所の割合で設けるものとする。ただし、地域の実情により適宜増減することができる。

第4 防犯連絡所責任者の委嘱

- 1 各防犯連絡所に防犯連絡所責任者1名を置く。
- 2 防犯連絡所責任者は、警察署長及び地区防犯協会長の連名で、委嘱状（別記様式1）を交付して委嘱するものとする。

第5 防犯連絡所責任者の委嘱の期間

防犯連絡所責任者の委嘱の期間は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6 防犯連絡所責任者の委嘱の解除

防犯連絡所責任者が活動を推進できないとき、又は辞退を申出たときは、委嘱を解除することができる。

第7 防犯連絡所の運営

警察署長は、次の事項に留意し、防犯連絡所の活動が真に効果的に行われるように努めなければならない。

- (1) 防犯連絡所設置の趣旨、任務等について、全警察職員を対象とした教養を反復実施すること。
- (2) 係のいかんを問わず、それぞれの職務内容に応じた積極的な訪問連絡を行わせ、良好な協力関係の保持に努めること。
- (3) 防犯連絡所からの連絡通報の受理に当たっては、相手方に不快感を与えることのないよう懇切丁寧に対応させ、結果については確実に連絡通報者へ知らせるよう教養を徹底すること。
- (4) 連絡通報や地域防犯活動に功績があった場合は、積極的な表彰を行うこと。
- (5) 適宜研修会等を開催して、防犯連絡所責任者の意識啓発を図ること。
- (6) 防犯連絡所協議会等の組織化を図り、支部制を導入してリーダーを置くなど、真に自主防犯活動が推進されるよう配慮すること。

第8 記録

警察署長は、防犯連絡所責任者から通報を受けた場合は、通報内容に応じて事案通報受理簿（別記様式2）又は要望意見受理簿（別記様式3）に記載し、処理状況を明らかにするとともに、その結果を通報者へ連絡するものとする。

第9 防犯連絡所の表示

防犯連絡所には、見やすい箇所に標識（別記様式4）を掲げるものとする。

第10 報告

- 1 防犯連絡所責任者を委嘱した場合は、防犯連絡所委嘱状況調べ（別記様式5）により報告すること。
- 2 防犯連絡所の通報状況等については、防犯連絡所の通報等の状況調べ（別記様式6）により報告すること。
- 3 防犯連絡所の活動上好事例と認められるものは、防犯連絡所活動の好事例（別記様式7）により報告すること。